

# 災害医療救護計画の見直しについて

平成24年2月定例会 文化厚生委員会資料  
健康政策部 医療政策・医師確保課

## 高知県災害医療救護計画

### 高知県災害救急医療活動マニュアル

(平成17年3月策定)

- 南海地震の災害から、地域住民の生命、健康を守るための医療救護体制を確立する。
- 地震発生後5日間程度の医療救護(津波被害のない地域にあつては3日間程度)

平成22年度:災害医療救護計画の見直し

#### 【主な視点】

- 1 現在の災害医療の標準との整合  
整備が進むDMAT/広域医療搬送 など
- 2 他の災害関連計画等との整合
- 3 急性期の医薬品備蓄の方法、品目、数量等の見直し

から

## H23.3.11 東日本大震災が発生

- 長期間に亘る医療救護を要した(およそ3か月間)
- 津波被害による被災者が多数(重症者が少なく、死亡及び軽症者多数)
- 生活基盤の喪失による避難所者が多数(かつ長期)
- 行政機能の低下・喪失による混乱 など

このため

平成23年度 更なる見直しを実施

#### 検討体制と経過

##### ◎災害医療対策本部会議

⇒ 見直し検討委員会 (作業部会・医薬品部会)

◎検討経過	◎検討経過
7月 6日	第1回見直し検討委員会
8月19日	第1回作業部会
8月22日	第1回医薬品部会
9月 6日	第1回災害医療対策本部会議
10月17日	第2回作業部会
10月31日	第2回医薬品部会
11月14日	第3回作業部会
12月 8日	第4回作業部会
12月 8日	第3回医薬品部会
12月26日	第2回見直し検討委員会
1月23日	第5回作業部会
1月25日	第4回医薬品部会
2月 9日	第3回見直し検討委員会
2月20日	第2回災害医療対策本部会議

医師、歯科医師、看護師、薬剤師のほか医療関係者(団体)、医療文部代表、警察、消防、自衛隊など

★東日本大震災への支援の体験  
★国における災害時医療体制の見直し

そして

#### 高知県災害時医療救護計画 (改訂案)

県、市町村、医療機関等の医療救護体制と活動内容を明らかにした。

- 1 急性期における医療救護活動の再検討
- 2 急性期以降の医療提供体制の検討
- 3 災害時における医薬品等の供給体制の見直し
- 4 通常の医療体制への早期復旧への検討 など

今後

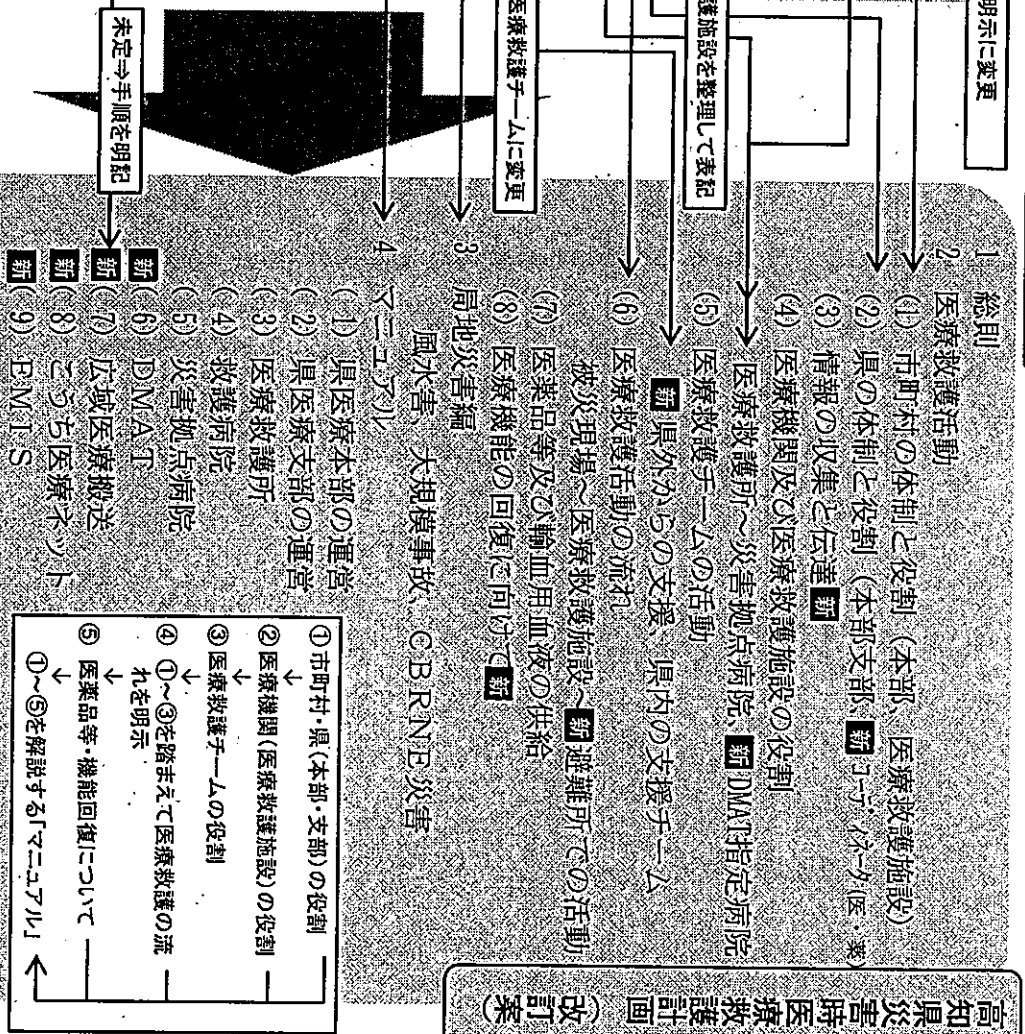
被害想定の変更などを受け、不断の見直しを行う

# 現行計画との構成比較

高知県災害医療救護計画・高知県災害救急医療活動マニュアル（現行）

- 1 目的・策定の基本的な考え方等
- 2 市町村計画の策定指針
  - (1) 医療救護施設の設置  
(医療救護所・救護病院、仮設救護病院、仮設病棟)
  - (2) 救護体制の状況報告・搬送体制
- 3 広域計画
  - (1) 通常時の体制
  - (2) 災害時の医療救護体制  
医療本部・支部
  - (3) 広域支援医療機関の設置  
災害支援病院・広域災害支援病院
  - (4) 広域的な応援体制（応援班）
  - (5) 重症患者の広域搬送
- 4 医薬品等及び輸血用血液の供給計画

指針という形から役割明示に変更



高知県災害時医療救護計画（改訂案）

- ① 市町村・県（本部・支部）の役割
- ② 医療機関（医療救護施設）の役割
- ③ 医療救護チームの役割
- ④ ①～③を踏まえて医療救護の流れを明示
- ⑤ 医薬品等・機能回復について
- ①～⑤を解説する「マニュアル」

「場所ごとのマニュアルから」「事項ごとのマニュアル」に変更

大規模事故⇒局地災害

未定⇒手順を明記

- (1) 県医療本部の運営
  - (2) 県医療支部の運営
  - (3) 医療救護所
  - (4) 救護病院
  - (5) 災害拠点病院
  - (6) DMAT
  - (7) 広域医療搬送
  - (8) うち医療ネットワーク
  - (9) E.M.I.S
  - (10) 避難所の医療ニーズ調査
  - (11) トリアージ
  - (12) 災害時医療カルテとお薬手帳
  - (13) 遺体の仮安置と搬送
  - (14) 災害医療コーディネーター
  - (15) 災害薬事コーディネーター
  - (16) 医薬品等及び輸血用血液の供給
- 資料集及び用語集索引

# 高知県災害時医療救護計画 見直し内容その1

## 1 災害医療の進展を反映

- (1) 急性期を中心とする災害時の医療救護活動の主力としてDMAT(災害時派遣医療チーム)を計画に位置付けた。
  - ア 「高知DMAT運用計画」及び「日本DMAT活動要領」に基づきDMATの運用を計画に反映。
  - イ 各医療機関におけるDMAT受入にあたって必要事項を記載。
- (2) 広域医療搬送(県外への患者搬送)の実施について記載した。
- (3) 医療救護施設の名称を変更した(「(広域)災害支援病院」を「災害拠点病院」に。)
  - 高知県独自の名称から全国標準に統一し、県域を超えた広域支援に対応
- (4) ドクターヘリの災害時の運用を位置づけた。
- (5) こうち医療ネット及びEMIS (広域災害救急医療情報システム) の使用方法を記載した。
- (6) 医療救護活動の概要と流れが医療関係者以外にも理解し易い構成とした。
  - ア 「市町村の役割と初動体制」、「県の役割と初動」、「医療機関の役割」、「医療救護チームの活動」など、機関ごと、場所ごとに医療救護活動を記載。
  - イ 「仮設救護病院」「仮設病院棟」を廃止し、医療救護施設の種別を整理した。また、県内主要病院が画一的に派遣することになっていた「応援班」を廃し、派遣可能な病院から「医療救護班」を出すものとした。
  - ウ 計画本文から「マニュアル」「資料」を参照するようワークを付し、また、巻末索引は用語解説を兼ねたものとした。

## 高知県災害時医療救護計画 見直し内容その2

### 2 東日本大震災で明らかとなった新たな課題を反映

- (1) 医療救護の期間の見直し
  - ア 本計画に基づく医療救護活動は、「被災地における通常の医療提供体制が回復するまでの間」実施することを明示した。
- (2) 県災害医療対策本部及び支部の体制と役割の見直し
  - ア 災害発生後の医療救護の「本部（支部）」は、医師会や関係機関の長及び役職者がメンバーである「災害医療対策本部会議」が担うこととなっていたが、これを県職員が中心となって運営することに変更。各機関の所属者はそれぞれの機関の活動に専念できるものとした。
    - イ 県医療本部内にDMAT高知県調整本部を設置し、特に災害急性期の医療救護活動の円滑な実施ができる体制とした。
- (3) 災害時のコーディネータの配置
  - ア 県医療本部及び支部に、災害医療コーディネータ（医師）を配置することとし、広域かつ長期間が予想される災害医療ニーズと医療支援の総合調整を行う。
    - イ 県医療本部及び支部に、災害薬事コーディネータ（薬剤師）を設置することとし、災害医療コーディネータのもとで、医薬品等の管理及び供給の総合調整を行う。
- (4) 避難所等での災害医療提供
  - ア 避難所での医療ニーズの早期把握の必要性を明記した（「避難所アセスメントシート」の作成、保健活動等との連携など）。
    - イ 避難所での医療救護活動を実施することを明記した。
    - ウ 診療履歴を保持するための「災害時医療カルテ」の運用と「お薬手帳」の活用を図ることとした。
- (5) 医薬品の種類、供給体制の見直し
  - ア 急性疾患措置用医薬品、慢性疾患措置用医薬品等のニーズに対応できる供給体制とした。

など